

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）C営業所に所属し、営業所長として代理店への自社製品の卸営業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの予定で出張していたところ、同月〇日取引先との懇親会の2次会終了後、宿泊先のホテルに戻る途中、交差点を横断中に積もっていた雪に足を滑らせ転倒し、右足を負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、D病院に受診し「右大腿骨頸部骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され入院加療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務遂行中の災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日の会議後、会社E（以下「本件取引先」という。）との懇親会の2次会に参加した行為には業務遂行性が認められるべきであり、また、2次会の参加時間が長いことをもって私的行為と判断することは不当であると主張していることから、検討すると以下のとおりである。

(2) 監督署長は、請求人の2次会に参加した行為について、請求人が2次会に参加することが一般的に商取引の円滑化が図れるといったものとは認められないとして、また、審査官は、懇親会において既に会社相互間の密接な関係の構築などの本来の目的は達せられていたとして、それぞれ業務遂行性を認めていない。

この点、当審査会は、請求人が会社C営業所の営業所長という立場上、大口取引先である本件取引先がセットした2次会に出席することは、一般的に商慣行上及び業務の運営上、必要な行為であると判断する。したがって、業務遂行性を認めないとした監督署長及び審査官の判断は妥当とは言えない。

(3) ところで、請求人が2次会に参加すること自体には業務遂行性が認められても、参加した時間（の個々の行為）がすべて業務行為となるわけではない。

ア 本件取引先からの受け接待である2次会の開催状況についてみると、療養補償給付たる療養の請求書の災害の原因及び発生状況欄の記載内容、D病院の診療費請求内訳書の傷病の経過及びF係長の申述からは、午後8時頃から午後11時頃まで参加していたことが認められる。また、請求人は当審査会開催の本件公開審理において、「2次会の開始はもう少し早かったかもしれない。懇親会の始まりが多分6時からの予定が5時過ぎからはじまったの

で。」と述べている。そうすると、2次会は午後8時より前から開始され、午後11時頃に終了するまでの3時間以上行われていたと推認することが相当である。

イ 一方、本件取引先と会議並びに懇親会及び2次会は、F係長の申述から、毎年恒例として実施され、少なくとも今回を含め3回開催されていることが認められ、既に習慣的なものになっていたと認めることができる。また、懇親会は、F係長の申述、出張報告書及び公開審理における請求人の申述から、午後5時過ぎから午後7時半頃までの2時間程度開催されていたと推認することが相当である。

ウ 以上を総合的に判断すると、2次会の開催時間は懇親会の開催時間と比べても長時間であり、本件取引先との懇親会及び2次会が既に習慣化していることからすれば、請求人の2次会参加行為は、2次会終了時までには責任者としての本来の目的から逸脱し積極的私的行為に変わっていたと判断すべきである。

(4) 以上のとおり、請求人が2次会に出席した行為自体には業務遂行性は認められるものの、2次会終了時には私的行為に変わっており、したがって、本件災害は、業務を逸脱した後に生じた災害であることから、本件災害による本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(5) なお、請求人は、2次会の終了時刻を午後9時半頃と主張するが、2次会の終了時刻については、上記(3)のアで説示したとおりであり、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。